

青森労働局発表
平成30年6月13日

【照会先】
青森労働局職業安定部職業安定課
課長 鈴木 俊逸
地方職業指導官 花田 喜義
電話 017(721)2000

報道関係者 各位

「新卒者等就職・人材確保応援宣言2018」について

平成30年6月8日（金）、ホテル青森にて開催した「平成30年度青森労働局新卒者等人材確保推進本部」会議において、標記の宣言（別添）を採択しましたのでお知らせいたします。

当該宣言は、平成30年度において関係各機関が連携して取り組む主な事項について本部会議においてとりまとめたものです。

参考1 平成30年6月6日付け青森労働局発表資料
（平成30年度「青森労働局新卒者等人材確保推進本部」会議の開催）

参考2 青森労働局新卒者等人材確保推進本部設置要領

新卒者等就職・人材確保応援宣言2018

平成30年3月卒業者の就職内定率は、高校で99.5%（4月末現在）の過去5番目に高い水準、大学等（大学、短大、専修学校）で97.5%（3月末現在）となり過去最高の水準となっています。

新規学卒者等の就職環境については、景気の回復基調を受けて、より一層の雇用状況の改善が期待されるところですが、一方で、好調な求人状況を背景にした新卒求人の未充足、人手不足が企業の大きな課題となる中、地域の企業における人材確保が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、青森労働局新卒者等人材確保推進本部は、青森県の将来ある若者が一人でも多く安定した職業に就き、その能力を十分に発揮できるよう、また、地域の企業の人材確保・職場定着を図るため、関係各機関・団体が緊密に連携し、様々な支援に係る企画・調整を行い、地域の総力を挙げて新規学卒者等の就職・地域の企業の採用支援に取り組むことを宣言します。

新卒者等・地域の企業に対する主な支援施策

- 1 「青森県働き方改革推進支援センター」を中心とした働き方改革の周知や相談援助による企業の人材確保
- 2 新規高卒者に対する「事業主等に対する早期採用活動要請」の実施
- 3 「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」の推進
- 4 「工業高校生等県内就職促進事業」の推進
- 5 「高校生の就職総合支援プロジェクト事業」等の推進
- 6 「新卒者インターンシップ」・「企業見学会」のさらなる推進
- 7 「若者雇用促進法（ユースエール認定制度等）」の周知及び関連施策の推進
- 8 「新卒応援ハローワーク」等による就職支援・定着指導の推進
- 9 「離学者に対する就職支援」の学校、関係機関との連携強化

具体的目標

- 1 高等学校卒業予定者の県内就職者の割合
平成31年3月末時点における県内就職者の割合を前年値である56.1%以上とします。
- 2 新規高等学校卒業生職場定着率
1年後81.4%以上 3年後51.9%以上を実現させます。
- 3 高等学校卒業予定者の就職内定率
平成31年3月末時点における就職内定率を前年値である98.9%以上とします。
- 4 大学等卒業予定者の就職内定率
平成31年3月末時点における就職内定率を前年値である97.5%以上とします。

平成30年6月8日
青森労働局新卒者等人材確保推進本部

青森労働局新卒者等人材確保推進本部設置要領

1 趣旨

新規学校卒業者及び未就職卒業者（以下「新卒者等」という。）の就職環境は、県内経済の緩やかな回復に伴い改善傾向にあり企業の人手不足感も強まっている。一方で国際情勢等により経済状況が変動する就職環境は先行き不透明な面もあり、1人でも多くの新卒者等が内定を得るため、また、地域の企業における人材確保のためには、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職・採用支援を行う必要がある。

このため、青森労働局（以下「労働局」という。）に公共職業安定所（以下「安定所」という。）、労働局、青森県、学校関係者、労働者団体及び事業主団体等で構成する「青森労働局新卒者等人材確保推進本部」（以下「本部」という。）を設置し、労働局・安定所を中心とし関係機関と連携した、地域における新卒者等の就職・採用支援についての企画・調整を行う。

2 組織、体制等

(1) 構成員

本部の組織構成は、次のとおりとする。

- ・本部長 青森労働局長
- ・事務局長 青森労働局職業安定部長
- ・本部員

青森県

青森県総務部長

青森県商工労働部長

学校関係者

青森県教育委員会教育長

青森大学事務局就職課長

八戸工業大学学務部就職課長

弘前大学教育推進機構キャリアセンター長

青森県専修学校各種学校連合会

青森県高等学校長協会就職対策委員会委員長

労働者団体

日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長

行政機関

東北経済産業局地域経済部長

事業主団体

青森県商工会議所連合会常任幹事

青森県商工会連合会専務理事

青森県中小企業団体中央会専務理事

青森県経営者協会専務理事

青森経済同友会事務局長

就職支援機関

青森県若年者就職支援センター所長

公共職業安定所
青森公共職業安定所長
八戸公共職業安定所長
弘前公共職業安定所長

・事務局

青森労働局職業安定部職業安定課

(2) 会合の開催

本部は、構成員の意向や新卒者支援策の進捗状況等を踏まえて定期的に開催し、下記3に掲げる事項について検討等を行うものとする。

3 本部業務の内容

本部においては、以下の事業について業務を実施する。

(1) 地域における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画

ア 労働局、安定所及び地方公共団体等が行う新卒者等支援策の内容、実施状況等の把握

イ 「新卒応援ハローワーク」における大学等及び地域の関係機関との具体的な連携方法等

ウ 県内における新卒者等の就職内定状況等を踏まえた対策の企画・調整

(2) 県内における新卒者等の就職・採用状況等の調査・把握、分析等

ア 各安定所管内における就職内定・採用状況等の調査・把握及び地域特性を踏まえた分析

イ 新卒応援ハローワーク等の利用者（学生・生徒、事業主等）の満足度、ニーズ等の把握、改善方法等検討

(3) 事業主団体等への若者雇用促進法及び雇用対策法に基づく指針の改正等についての周知・啓発

ア 効果的・効率的な周知方法の検討及び周知の実施

イ 指針の徹底に向けた取組の検討及び検討結果を踏まえた取組の実施

(4) 地域の企業における学卒求人の未充足の状況の把握・要因分析、これらを踏まえた就職面接会等必要な人材確保支援の企画

(5) 地域における離学者の状況把握・要因分析、これらを踏まえた必要な支援の企画

(6) その他新卒者等の就職支援や就職後の職場定着に対する取組

4 その他

この要領に定めるもののほか、報告及び予算措置等事業の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

5 附則

この要領は、平成24年11月27日から施行する。

平成26年5月28日（一部改正）

平成27年5月26日（一部改正）

平成28年6月20日（一部改正）

平成29年6月13日（一部改正）

平成30年6月 8日（一部改正）